

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 四〇九
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 四〇九
- 土地改良区の定款の変更を認可した件二件 四〇〇
- 農地法第四十一条第二項において準用する同法第三十九条第一項の規定により裁定を行った件 四〇〇
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 四〇〇
- 公告
- 一般競争入札を行う件二件 四二
- 福島県教育委員会教育長
- 落札者を決定した件 四六
- 福島県選挙管理委員会
- 不在者投票のできる施設を閉鎖した旨届出があった件 四六

告示

福島県告示第六百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年十月六日から同年十一月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年十月六日

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
福島県知事 内堀雅雄

- サンデーいわき泉店 福島県いわき市泉町下川字薬師前七十九番地一ほか四十筆
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年十月六日から同年十一月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年十月六日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
福島県知事 内堀雅雄
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年十月六日から同年十一月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年十月六日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
福島県知事 内堀雅雄
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし
- 1 駐車需要の充足等交通に係る事項
来店又は退店車両のルート選定、適切な車線走行、その他安全で円滑な走行を促し、周辺道路の交通渋滞や交通障害を極力生じさせないこととすること。そのため、

国、県及び市の各道路管理者並びに交通管理者と協議・調整を行い、店舗敷地内も含めた案内誘導看板・標識の設置、路面標示、交通誘導員の適切な配置等の有効な対策を講じること。

2 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

(一) 廃棄物の排出を可能な限り抑制し、かつ適切なりサイクルを推進すること。
(二) 郡山市事業系一般廃棄物減量計画書を毎年度作成し、各年度の六月末までに市に提出すること。

3 防災・防犯対策への協力

事業者及び土地所有者等は、「郡山市安全で安心なまちづくり条例」の基本理念を理解し、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じるように努め、市の防犯対策に協力すること。

4 騒音の発生に係る事項

原動機の定格出力が七・五キロワット以上の送風機（空気調和機や排煙機等）を設置する場合、騒音規制法に基づき事前の届出が必要である。

5 廃棄物に係る事項等

(一) 工事期間中及び生産活動に伴い発生する廃棄物の処理に関しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令を遵守の上、対応すること。

(二) 郡山市産業廃棄物処理指導要綱第十九条に該当する工事を行う場合は、産業廃棄物が工事により発生する日の十日前までに、当該工事に伴って生じる産業廃棄物の処理方法等について、市長に届け出ること。

6 その他

(一) 一定能力以上のボイラー等の大気汚染防止法に規定されるばい煙発生施設を設置する場合、設置の六十日前までに届出が必要である。

(二) 公害関係法令に基づく規制基準の遵守はもとより、周辺環境への負荷低減に努めること。

(三) 店舗敷地は市街化区域内にあり、面積が二千平方メートル以上である。市街化区域内において、二千平方メートル以上の一団の土地の売買など所有権等の移転を伴う契約を締結する場合、権利取得者（売買の場合は買主）は、契約を締結した日から二週間以内に国土利用計画法に基づく土地売買等届出を行う必要がある。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、鹿島町土地改良区から令和八年九月四日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十五日認可した。

令和八年十月六日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

福島県告示第六百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、安達疏水土地改良区から令和八年九月十八日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十五日認可した。

令和八年十月六日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

福島県告示第六百三十号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、令和八年四月二十八日付けで公益財団法人福島県農業振興公社（福島県農地中間管理機構）から申請のあった農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関して、令和八年八月二十四日付けで次のとおり裁定した。

令和八年十月六日

福島県知事 内堀雅雄

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積
所在 地番 地目 面積（平方メートル）

1 田村市滝根町菅谷寺畑 一四九番 田 一、〇〇八

2 同 市滝根町菅谷字堂田 四三番 田 六三五

3 同 市滝根町菅谷字堂田 四五番 田 六三二

二 利用権の内容

水稻の栽培で利用

三 利用権の始期及び存続期間

1 始期 令和九年四月一日

2 存続期間 九年九月

四 農地の所有者等の情報

一の1 遠藤 孝一（亡）

一の2及び一の3 遠藤 倉松（亡）

五 借賃に相当する補償金の額 九七、七五〇円

六 補償金の支払の方法

当該利用権の始期までに福島県地方務局に補償金を供託すること。

（農村振興課）

福島県告示第六百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和八年十月六日

福島県知事 内堀雅雄

一 解除予定保安林の所在場所

二 いわき市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び
いわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

公 告

公告第189号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庁舎で使用する電気について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

令和8年10月6日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
福島県庁舎で使用する電気 予定数量4,147,500kWh
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和9年1月1日午前0時から同年12月31日午後12時まで
- (4) 供給場所 福島県庁舎(福島県福島市杉妻町2番16号)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。

- (5) 福島県が示す契約電力及び予定使用電力量と同程度の電気供給を令和 6 年 1 月 1 日以降に12か月以上継続して履行した実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
- (6) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第 5 条に定める入札参加資格要件を満たす者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2 の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和 8 年10月30日（金）午後 5 時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻までに必着とする。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町 2 番16号
福島県総務部文書管財総室施設管理課
電話 024-521-7080
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3 に掲げる場所において、令和 8 年10月 6 日（火）から同月30日（金）まで（土曜日及び日曜日並びに同月12日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時15分まで
- 5 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
 - (1) 配布期間 4 に掲げる期間に同じ。
 - (2) 配布場所 3 に掲げる場所に同じ。
 - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格 A 列 4 番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3 に掲げる場所まで令和 8 年10月14日（水）午後 5 時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
 - (1) 日時 令和 8 年11月16日（月）午前10時
 - (2) 場所 福島県庁西庁舎 3 階 西 316会議室（福島県福島市杉妻町 2 番16号）
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和 8 年11月13日（金）午後 5 時15分までに3 に掲げる場所に必着とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の 3 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2 の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）並びに環境価値に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を

行った入札者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity Supply for use at the Fukushima Prefectural Government Office Building (Planned annual power consumption: 4,147,500 kWh)

(2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 16 November 2026

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 13 November 2026

(4) Contact point for the notice: Facilities Management Division, Archives and Property Management Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7080

(施設管理課)

公告第190号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県会津家畜保健衛生所ほか12施設で使用する電気について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和8年10月6日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量 福島県会津家畜保健衛生所ほか12施設で使用する電気 予定数量7,024,624kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。

(3) 供給期間 令和9年1月1日から同年12月31日まで

(4) 供給場所 福島県会津家畜保健衛生所（福島県会津若松市高野町大字上高野字村前90番地）ほか12施設

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 3に掲げる日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。

(5) 福島県が示す予定使用電気量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。

(6) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和8年11月2日（月）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻まで必着とする。

郵便番号 960-8670 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号

福島県農林水産部農林総務課

電話 024-521-7392

4 契約条項を示す場所及び期間

3 に掲げる場所において、令和 8 年 10 月 6 日（火）から同年 11 月 2 日（月）まで（土曜日及び日曜日並びに同年 10 月 12 日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 4 に掲げる期間に同じ。

(2) 配布場所 3 に掲げる場所に同じ。

(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格 A 列 4 番の大きさの用紙 50 枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3 に掲げる場所まで令和 8 年 10 月 14 日（水）午後 5 時 15 分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時 令和 8 年 11 月 16 日（月）午後 1 時 30 分

(2) 場所 福島県庁西庁舎 3 階 313 会議室（福島県福島市杉妻町 2 番 16 号）

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和 8 年 11 月 13 日（金）午後 5 時 15 分までに 3 に掲げる場所に必着とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 3 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 249 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 229 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2 の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW 単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh 単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成 8 年福島県告示第 320 号）第 1 条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity Supply for use at Aizu Livestock Hygiene Service Centre and 12 other facilities (Planned annual power consumption: 7,024,624 kWh)

(2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 16 November 2026

-
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 13 November 2026
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Agriculture, Forestry and Fishery Section, Agriculture, Forestry and Fishery Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7392

(農林総務課)

福島県教育委員会教育長

公 告 第 1 1 号

W T O に 基 づ く 政 府 調 達 に 関 す る 協 定 の 適 用 を 受 け る ふ く し ま 教 育 総 合 ネ ッ ト ワ ー ク 機 関 ル ー タ 及 び ス イ ッ チ 更 改 事 業 の 委 託 に つ い て 、 次 の と お り 落 札 者 を 決 定 し た の で 、 地 方 公 共 団 体 の 物 品 等 又 は 特 定 役 務 の 調 達 手 続 の 特 例 を 定 め る 政 令 （ 平 成 7 年 政 令 第 372 号 。 以 下 「 特 例 政 令 」 と い う 。 ） 第 12 条 及 び 福 島 県 財 務 規 則 （ 昭 和 39 年 福 島 県 規 則 第 17 号 ） 第 274 条 の 11 第 1 項 の 規 定 に よ り 公 告 す る 。
令 和 8 年 10 月 6 日

福 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長 鈴 木 竜 次

- 1 落 札 に 係 る 特 定 役 務 の 名 称 及 び 数 量
 ふ く し ま 教 育 総 合 ネ ッ ト ワ ー ク 機 関 ル ー タ 及 び ス イ ッ チ 更 改 事 業 一 式
- 2 契 約 に 関 す る 事 務 を 担 当 す る 課 の 名 称 及 び 所 在 地
 福 島 県 教 育 庁 教 育 総 務 課 福 島 県 福 島 市 杉 妻 町 2 番 16 号
- 3 落 札 者 を 決 定 し た 日
 令 和 8 年 7 月 29 日
- 4 落 札 者 の 氏 名 及 び 住 所
 N T T 東 日 本 株 式 会 社 東 京 都 新 宿 区 西 新 宿 三 丁 目 19 番 2 号
- 5 落 札 金 額
 166,650,000 円
- 6 契 約 の 相 手 方 を 決 定 し た 手 続
 一 般 競 争 入 札
- 7 特 例 政 令 第 6 条 の 公 告 を 行 っ た 日
 令 和 8 年 6 月 19 日

（ 教 育 総 務 課 ）

福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会

福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 五 十 四 号

福 島 県 公 職 選 挙 等 執 行 規 程 （ 昭 和 四 十 年 福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 十 八 号 ） 第 八 条 第 四 項 （ 第 百 十 一 条 第 一 項 又 は 第 百 十 二 条 第 二 項 に お い て 準 用 す る 場 合 を 含 む 。 ） の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 不 在 者 投 票 の で き る 施 設 を 閉 鎖 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。
令 和 八 年 十 月 六 日

福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 成 田 良 洋

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地	閉 鎖 年 月 日
福 島 県 厚 生 農 業 協 同 組 合 連 合 会 高 田 厚 生 病 院	大 沼 郡 会 津 美 里 町 高 田 甲 二 九 八 一 番 地	令 和 八 年 八 月 三 一 日